

屋久島町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成28年11月28日(月) 午前9時30分から
2. 開催場所 役場尾之間支所 3階 第3委員会室
3. 出席委員 (17人)

会長 委員	1番	鎌田 秀久	君
	2番	牧 潤三	君
	3番	田中 武浩	君
	4番	渡邊 みな子	君
	5番	白川 満秀	君
	6番	岩川 原造	君
	7番	大角 利夫	君
	8番	安藤 清浩	君
	9番	日高 清明	君
	10番	笹原 綾乃	君
	14番	亀割 義一	君
	15番	備 邦雄	君
	16番	平田 耕作	君
	17番	西橋 豊啓	君
	18番	神宮司 守昭	君
	19番	中島 則雄	君
	20番	内田 政人	君

4. 欠席委員 (2人)

欠席者	12番	牧 優作郎	君
	13番	岩川 孝行	君

5. 議事日程

第1 会議録署名委員の指名

- 第2 報告第 7号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について
議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第34号 農業振興地域整備計画変更に係る意見書の提出について
議案第35号 非農地証明願について
議案第36号 「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見書の提出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	日高 望
係長	川東 卓磨
主事	日高 啓太
相談員	西田 博隆

7, 概要
事務局長

おはようございます。本日は岩川孝行委員が公務の為欠席の連絡がきております。牧優作郎委員につきましては、今連絡が取れておりません。

定刻となりましたので、ただ今より平成 28 年度第 8 回農業委員会定例総会を始めます。ご起立下さい。本日の農業委員会憲章朗唱は 14 番委員の亀割義一委員にお願い致します。

憲章朗唱（14 番委員）

お座り下さい。
会長あいさつ。

会長

みなさんおはようございます。

12 月を間近にしてポンカンの収穫も始まっているようでございますが、神山校区では若干着色の遅れが出ているという事を聞いております。

また、今年もひと月足らずということで私ども農業委員の任期も 7 か月足らずということになってまいりました。新体制に向けて、条例改正等が 12 月議会に提案される運びとなっております。内容につきましてはこれまでも皆さんにお知らせしておりますように、委員定数 14 名・推進委員の数が 10 名という形で予定されているところでございます。本日は皆さんには基本構想の見直しという事で今後の屋久島の農業の形を開いていくという案が出されておりますので、皆さんの真剣なご協議をよろしくお願いいたします。

それでは本日の会議録署名委員を 2 番委員・3 番委員にお願いをいたします。

議事を進めてまいります。

報告第 7 号。農地法第 3 条の許可指令書の取消しについて、事務局から説明をお願いします。

事務局長

報告第 7 号。農地法第 3 条の許可指令書の取消しについて次のとおり許可指令書の取消し願いがあったので報告いたします。

整理番号 3 番。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）。譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、畑、 [] m²。利用状況：畑。農用地区域内・第 1 種農地。事由：『前回の申請（所有権移転）の許可をいただいた後、 [] より杉苗を育成するための土地を探しており、今回取り消し申請を行う畑が水の確保も容易であり立地条件も満たしていることから、購入希望の申し出がありました。今回の畑は譲受けした農地の中で 1 面のみ離れた場所にあり、 [] 地区周辺の農地の再生を行った後の耕作となり、非耕作期間が長期化する可能性があります。今回の申し出は利用方法も明確であり農地の有効活用について総合的に考えた際、申し出を受けることが最良と考え今回の取消し願いを申請することにしました。』ということです。以上です。

会長

報告案件でございますが、特にご質問等ございますか。
（「ありません。」の声あり）

では報告案件でございますので、このようにご承知をお願いいたします。

続きまして議案第 31 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について整理番号 37 番・38 番は譲受人が同一ですので一括して事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第 31 号。農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のと

事務局長

おり許可申請があったので議決を求める。

整理番号 37 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人 [] さん（ [] 歳）、譲渡人 [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []。地目：畑。面積： [] m²。農用地区域内。利用状況：畑。営農計画及び耕作期間：杉苗とたんかんが 1 月から 12 月。事由：新規就農。権利の設定を受ける者の状況：経営面積は 0、申請人の経験年数：0 年。農機具等の保有状況：草払機・1、動噴・1、管理機・1、チェーンソー・1 です。

周辺地域との関係：『特に支障等はないと思います。』ということです。地域との役割分担：『集落の共同作業等、全面的に協力いたします。』ということです。

続きまして整理番号 38 番。権利の種類：所有権移転。契約内容：売買。申請人：譲受人（ [] さん（ [] 歳）、譲渡人（ [] さん（ [] 歳）。土地の所在： []、畑、 [] m²。農用地区域内。利用状況：畑。以下は整理番号 37 番と同じですので省略いたします。 以上です。

会長

整理番号 37・38 番について、担当委員さんのご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

整理番号 37 番ですが、 [] さんは [] さんの孫になります。 [] さんには息子が 2 人おりますが、二男の息子です。 [] の創業者ですね。高齢で心臓も悪くしておりまして、孫に譲りたいということです。

場所については 7 ページですが県道右が []、左が [] です。 [] の [] を海岸の方に 2・300m ほど行きましたらタンカンが 30 本近く植栽されておりますが、そこに杉の苗を植栽したいという事です。

[] さんは果樹も作っておったんですが、 [] は農業の経験がなく [] の仕事为主です。仕事の合間にミカンや杉の管理をしていくという事です。家族も多いので労働的には不足は無いんじゃないかと思っております。 以上です。

○番（農業委員）

[] の [] の下になります。ここは [] の方が長いこと借りて野菜を作っておりました。そういうことで荒れてはおりません。杉の苗を育苗するということですので、地元委員としては問題ないと考えております。 以上です。

会長

整理番号 37・38 番について皆さん方からご質問・ご意見、いかがでしょう。

○番（農業委員）

農地に杉の苗を育苗するという事は問題ないんですか。
例えば昔は営林署が苗畑にたくさん作っていたわけですが、最近では育苗される方もいなくて。種をまくんでしょけども育苗というと 2 年か 4 年かわかりませんが。

会長

ここにビニルハウス建てて [] を作る計画のようで、畑で水のあるところというお話でした。申請人の方に相談されて 5・6 カ所案内しましたところ、最終的にここが良いということでお互いの話がまとまったところ。

杉苗をつくることですが、 [] を作った段階で移植して出荷できる段階までするという事です。

屋久島で今、杉苗を供給しているところがないということで営林署でも供給が安定していない。供給場所がないということで [] の方に打診があったようです。

○番（農 業 委 員）

■■■さんは昔から製材をしますし、屋久島の林業のためにも必要とされるでしょうから、問題ないと思います。

会長

譲渡人の方もここを第3者に渡せばあとは農地が自宅周りだけになるということで、ここだけ離れていたようですので売買の判断をしているんだと思います。

譲受人の親の方はそこにまとまって下限面積を超える面積があれば買ってもいいんだけどねという話だったんですが、道路から入口側がぁっているんですけども別の方の所有で、すぐに話ができる状態ではなかったということでした。

それでは整理番号37・38番について許可することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号37・38番は許可することに決定いたします。

続きまして議案第32号です。農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第32号。農地法第4条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号2番。申請人：■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、畑、■■■㎡。利用状況：畑。第2種農地・都市計画区域内。事由：『現在借家住まいであり、自己の住宅を新築するため。』ということです。転用目的及び事業計画：土地造成の所要面積が■■■㎡、住宅の建築面積が■■■㎡、駐車場が■■■㎡、緩衝地等が■■■㎡。合計の所要面積が■■■㎡です。 以上です。

会長

整理番号2番について担当委員からご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員）

14ページの写真をご覧ください。■■■の右に私の畑とハウスがあつてそのすぐ近くなんですが、昨日現地を見てきましたが、本人は■■■に住んでおりますので会えておりません。申請地の周りは親戚・兄弟の農地で、申請地はススキが生えております。何年も使っていない畑です。近隣は住宅化されている場所です。ここも残っておりますが、本人は■■■におりますし、譲り受けておりますが遊休地になる可能性は大きいと思つておる中で、申請があがってきましたので担当委員としましてはやむを得ないと思つております。 以上です。

会長

整理番号2番について皆さん方からご意見ございませんか。いかがでしょう。

（「異議ありません。」の声あり）

異議ありませんの声ですが、整理番号2番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号2番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号3番について事務局の説明をお願いします。

事務局長

整理番号3番。申請人：■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、田、■■■㎡。利用状況：宅地。農用地区域内ですが、現在は農振除外申請中です。第2種農地。都市計画区域内です。事由：『現在居住している住宅は平成■■■年■■■月に完成したが、建築する際に敷地の境界をしっかりと確認しなかったため、農地である申請地に越境していたため。』ということです。転用目的及び事業計画：

事務局長

土地造成が ■■■■ m²、住宅が ■■■■ m²。始末書付き案件でございます。以上です。

会長

整理番号3番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

20 ページの航空図をお願いいたします。■■■の■■■がありますが、■■■の登り口になります。そこから■■■よりの県道下にあります。夏に農振除外の申請を出しております。事由については説明がりましたが、親父さんの時代に家を建てて、約20年経っているんですが境界をはっきりさせていなかったようです。住宅金融公庫のローンを利用したそうなんですが、残りを銀行の方に切り替えをしたいということで測量をしたところ、農地に食い込んでいることがわかって今回の申請になっております。20年以上も前のことですので仕方ないと考えております。以上です。

会長

整理番号3番について皆さん方からご意見・ご質問いかがでしょう。（「異議ありません。」の声あり）

整理番号3番について申請に同意することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

整理番号3番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして21ページ。議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第33号。農地法第5条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので議決を求めます。

整理番号15番。権利の種類：所有権移転。契約内容：贈与。申請人：譲受人■■■さん（■■■歳）、譲渡人■■■さん（■■■歳）。土地の所在：■■■、畑、■■■m²。利用状況：休耕地。第2種農地、都市計画区域内。事由：『現在の住居（借家）が手狭になってきたため、母が所有している土地を譲受け住宅を新築したいため。』ということです。

転用目的及び事業計画：住宅の建築面積が■■■m²、通路の所要面積が■■■m²、駐車場が■■■m²、緩衝地等が■■■m²、所要面積の合計が■■■m²です。

会長

整理番号15番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

26 ページの航空写真をお願いします。右下の■■■からまっすぐ上に上がると■■■にいきます。こちらへんは全部岩盤です。以前非農地調査の時に相談したんですが、事前着工だからダメだという判断でしたが、ここは畑としては使えません。ここに家を建てるのもどうなのかと思いましたが、本人に直接聞きましたら家を建てるという事ですので、良いと思います。以上です。

会長

整理番号15番について皆さん方からご質問等ございませんか。（「ありません。」の声あり）

整理番号15番について申請に同意することにご異議ございませんか。（「はい。」の声あり）

整理番号15番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして整理番号16番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号16番。権利の種類：所有権移転。権利の種類：贈与。申請

事務局長

人：譲受人■■■■さん（■■歳）、譲渡人■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■㎡。利用状況：休耕地。第2種農地・都市計画区域内。事由：『譲受人は■■■■を営んでおり30年来■■■■の倉庫として使用していたが、一部が申請地にはみ出して建っていることが判明したので申請します。』ということです。

転用目的及び事業計画：倉庫の建築面積が■■■■㎡、宅地の所要面積が■■■■㎡、緩衝地等が■■■■㎡、所要面積の合計が■■■■㎡です。

始末書付き案件でございます。ご審議よろしくお願いたします。

会長

整理番号16番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

申請人は■■■■の社長です。30年ほど前に住宅の裏に倉庫を作ったんですが、県道の歩道整備に立ち会った際、住宅がはみ出ていることに気づき、今回の申請となっております。以上です。

会長

整理番号16番について皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農業委員）

贈与となっておりますが、二人の関係は。

○番（農業委員）

■■■■さんの息子さんと■■■■さんが友達ですので、おそらく贈与で良いという話だったんだと思います。

会長

他にございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号16番について申請に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号16番は申請に同意することに決定いたします。

続きまして33ページです。議案第34号。農業振興地域整備計画に係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

事務局長

議案第34号。農業振興地域整備計画に係る意見書の提出について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項に基づき意見を

整理番号5番。変更区分：用途区分変更。申請人：■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■、畑、■■■㎡。利用状況：休耕地。農用地区域内。変更理由：『■■■■で育てた牛を種子島のせり市に出すための中継地点として、申請地に牛舎を建築したい。』ということです。

転用目的及び事業計画：作業所の建築面積が■■■㎡・所要面積が■■■㎡、牛舎の建築面積が■■■㎡・所要面積が■■■㎡、所要面積の合計が■■■㎡です。工事計画：許可有り次第。資金計画につきましては自己資金となっております。

会長

整理番号5番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農業委員）

36ページの航空写真をお願いします。■■■■があります。■■■■にいくところです。事務局の説明のとおり、■■■■の牛を種子島に持っていくための中継所ということです。38ページに現地の写真がありますが、10月14日に種子島から牛を6頭購入して湯向で牧場をやっております。■■■■の道が崩れてもっていけないということで、購入した牛を一時的にここで飼育しております。

■■■■㎡ありますが、事務所、約5反歩に牧草ということですけど、

○番（農 業 委 員） 地元としましては遊休地の解消につながりますので、皆さんのご意見を
お願いしたいと思います。 以上です。

会長 整理番号5番についてみなさんのご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員） 38 ページの写真をみますと事前着工というふうにみられるわけですが、
ここらあたりはほとんど遊休地なんですけどもこれがきっかけでまた耕作する方も出てくるんじゃないかなと思いますし、これだけ畑総した
ところが遊休地となっているのも問題ですし、■■■■にとっては活性化
になるんじゃないかと思います。

会長 補足になりますが、議案書の中には転用済となっておりますが、38
ページの写真は仮設の畜舎ですね。正確に転用の申請が出てくると明らか
かになると思うんですが、この場所とは違う場所に建設される計画とな
っております。

農林水産課の畜産担当もこまめに接触しておりまして、十分に指導等
はされているようです。

今の状態ではこれ以上の工事の進捗を抑えている状態であると認識
しているところです。

他にご意見ございませんか。

（「ありません。」の声あり）

整理番号5番について計画に同意することにご異議ございませんか。

（「はい。」の声あり）

整理番号5番は計画に同意することに決定いたします。

続きまして39ページです。議案第35号。非農地証明願いについて事
務局から説明をお願いします。

事務局長 議案第35号。非農地証明願いについて、次のとおり非農地証明願い
があったので議決を求めます。

整理番号11番。申請人：■■■■さん、代理人：■■■■

■■■■さん。土地の所在：■■■■、田、■■■■
㎡。第2種農地。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『平成
23年に相続により土地を取得したが、当該に居住しており管理ができ
ず山林状態になった。』ということです。

申請地は雑木が生い茂り山林化している状態で、農地に復元するた
めには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと
判断しております。 以上です。

会長 整理番号11番について担当委員のご意見をお願いいたします。

○番（農 業 委 員） ■■■■さんが■■■■歳、■■■■さんが■■■■歳だそうです。■■■■年前に旦那さんが
亡くなられて相続されております。43ページの現地写真のように山林
化しておりますので非農地として認めて良いのではないかと感じてお
ります。 以上です。

会長 整理番号11番について皆さん方からご質問等ございませんか。

○番（農 業 委 員） 現地調査に同行いたしましたので補足をいたします。42ページの航
空写真ですが農道が走っていますが下の方は昔田んぼだったところ
です。周りは草を刈っていたようですが申請地は取り残されてお
りました。元々は■■■■出身の方なんですけど島外にお
りまして、通常管理ができない状態であったようです。樹木が生い茂
っておりまして農地として再生するのは難しいと判断しております。
以上です。

会長

他にございませぬか。

(「ありませぬ。」の声あり)

整理番号 11 番は非農地として認めることにご異議ございませぬか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 11 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 12 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 12 番。申請人：[redacted] さん、代理人：[redacted] さん。土地の所在：[redacted]、他 1 筆。2 筆の地目は畑です。2 筆の合計面積：[redacted] m²。2 筆とも第 2 種農地です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『申請地は農地に適さなかつたため国土調査以前から耕作を放棄し、現在は雑木・雑草が繁茂した山林状態である。また、農業ができる状態にするには申請人が島外に居住していること、費用・労力の面から非常に困難である。』ということです。

申請地は雑木が生い茂り山林化している状態で、農地に復元するためには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと判断しております。 以上です。

会長

整理番号 12 番について担当委員からご意見をお願いいたします。

○番 (農 業 委 員)

申請地は長峰です。2 筆で [redacted] m²、畑。11 月 16 日に現地調査を行いました。46 ページ・47 ページに現地写真と航空図がありますが、雑木が生い茂り、将来的にも農地として利用することは困難であると判断いたしました。周囲に農地は無く、申請地を非農地とすることはやむを得ないと思われまふ。 以上です。

会長

整理番号 12 番について皆さん方からご質問等いかがでしよう。

○番 (農 業 委 員)

申請人は島外におられるようですし、この写真を見れば復元は無理でしようから認めざるを得ないと思いまふ。

会長

47 ページ写真ですが、この [redacted] には現地にとどり着くことができませぬでした。したがいましてこれは航空写真の拡大図です。

それでは整理番号 12 番について非農地として認めることにご異議ございませぬか。

(「はい。」の声あり)

整理番号 12 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして整理番号 13 番について事務局から説明をお願いします。

事務局長

整理番号 13 番。申請人：[redacted] さん ([redacted] 歳)。土地の所在：[redacted]、畑、[redacted] m²。第 2 種農地・都市計画区域内です。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『約 [redacted] 年程前父が工事に伴う捨土の処分を依頼され、当時県道よりかなり低い状態だった申請地に盛土工事を行った。その後防風林等を植栽したが農地としては利用していない。父が平成 [redacted] 年に亡くなり相続したが、埋め立て地のせいか土が固く石が多いため農業に利用することはできなかつた。』ということです。

申請地は [redacted] 年程前に土砂を敷き詰め、それ以降耕作された経緯もなく雑種地化している。転用行為を行ったのも 20 年以上前であること・農地に復元するには多大な労力と費用を要することから、非農地とみてやむを得ないと判断しております。 以上です。

会長	整理番号 13 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	49 ページの航空写真をお願いします。先月の総会で非農地証明願いが出された土地が両サイドにあるんですが、家をよけてこのように畑として残っております。雑木と急斜面で何もできません。県道を作る際に土砂を捨てたという経緯がありますし、畑として使えません。そういうことですのでやむを得ないと思います。 以上です。
会長	整理番号 13 番について皆さん方からご質問いただきます。 （「ありません。」の声あり） 整理番号 13 番は非農地として認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 13 番は非農地として認めることに決定いたします。 続きまして整理番号 14 番について事務局の説明をお願いします。
事務局長	整理番号 14 番。申請地：■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■㎡。第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『平成■■年 月 に帰郷し、平成■■年に相続した。当初は農地だった申請地だが■■■■■の土地所有者が家を建てる際に申請地まで宅地として埋め立てを行った。したがって耕作できない状態である。』ということです。 申請地は雑木が生い茂り山林化している状態で、農地に復元するためには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと判断しております。 以上です。
会長	整理番号 14 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	52 ページの航空写真をお願いいたします。■■■■■を■■■■■の集落内に入って行って■■■■■付近です。53 ページの現地写真でわかるように一帯は山林化しております。面積も■■■㎡ですし、近隣に農地もございませんので非農地とすることはやむを得ないと考えます。以上です。
会長	整理番号 14 番について皆さん方からご質問いかがですか。 （「異議ありません。」の声あり） 整理番号 14 番について非農地として認めることにご異議ございませんか。 （「はい。」の声あり） 整理番号 14 番は非農地として認めることに決定いたします。 続きまして整理番号 15 番について事務局から説明をお願いします。
事務局長	整理番号 15 番。申請人：■■■■■さん（■■歳）。土地の所在：■■■■■、畑、■■■㎡。第2種農地・都市計画区域内。非農地に至った理由ならびに現在の管理状況：『山手側隣接地からの大木のせり出しや雨水等の問題により耕作を放棄している。』ということです。 申請地は雑木が生い茂り山林化している状態で、農地に復元するためには多大な労力と費用を要することから非農地とみてやむを得ないと判断しております。 以上です。
会長	整理番号 15 番について担当委員のご意見をお願いいたします。
○番（農 業 委 員）	申請地は、おとしにも非農地証明の申請が出て却下されております。現地に調査に行きましたが、当時と何ら変わりはありませんでした。

○番（農業委員）

申請人は■年ほど前に屋久島に夫婦で来られて子供さんはありません。農業もやっておりません。

前回却下した案件なのですが、本人は農業する意思は全くありませんし、隣接の雑木がはみ出してきておりまして裏の杉山からの流水があるということです、やむを得ないのかなと判断しております。

会長

整理番号 15 番について皆さん方からご意見・ご質問ございますか。
（「やむを得ないと思います。」の声あり）

整理番号 15 番は非農地として認めることにご異議ございませんか。
（「はい。」の声あり）

整理番号 15 番は非農地として認めることに決定いたします。

続きまして別冊になっております、議案第 36 号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の見直しに係る意見書の提出について、事務局から説明をお願いします。

農林水産課

皆さんお疲れ様です。私の方から説明をしたいと思います。

1 ページ目を開いていただいて、『改正の概要』ということで「平成 28 年 3 月に農業経営基盤強化促進法第 5 条及び同法施行令第 1 条により、おおむね 5 年ごとに鹿児島県が策定している農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針を踏まえて、町では同法第 6 条に基づき総合的な計画として本構想を策定する必要があることから所要の改正を行う。」というもので、県とか農協、町の関係機関で構成した策定委員で会議を重ね策定を行ってきたものです。

改正の内容については次ページから 38 ページまであるんですけども、新旧で表示してあります。赤字でアンダーラインを引いてあるところが改正した部分です。

一番右側に改正の説明を書いております。

主な改正内容として農地法の改正に伴う改正部分がありまして、名称の変更があります。「農業生産法人」が「農地保有適格法人」になった部分と、町の農業振興計画などに即した内容に語句の整理ですとか追記、修正を行っております。それから営農類型の見直しということで、大方の品目に集約した方がいいんじゃないかという委員の皆さんのご意見もありまして、現状に合わせた営農類型の見直しを行ったところがございます。

その他、今の現状に合わない内容・表現、前回の改正で漏れていた箇所の修正をしております。

皆さんのご意見をいただければと思っております。よろしく願いいたします。

会長

皆さんの方でお目通しいただいていると思います。気になる点、ご質問でも結構です。何かご意見ございませんでしょうか。

農林水産課

それでは私の方からの説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

会長

この基本構想について皆さん方からご意見も出てきませんでしたので、原案通りということでよろしゅうございますか。

（「はい。」の声あり）

ありがとうございます。

事務局長

【行事予定説明】

会長

以上をもちまして、第 8 回農業委員会定例総会を閉会いたします。

閉会（11時50分）

屋久島町農業委員会総会会議規則第18条第2項の規定による署名

2番 _____

3番 _____

平成28年11月28日

屋久島町農業委員会会長 鎌田秀久